

【Q&A】 埼玉県障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金(ver.1.0)

区分	No.	質問	回答
対象施設・事業所について	1	さいたま市、川越市、川口市又は越谷市に所在する事業所は補助金を申請することはできるか。	政令市、中核市に所在する事業所は対象外となります。
	2	本社所在地が他県でも対象になるか。(事業所は埼玉県内)	対象となります。
	3	公設民営(市町村の場合)の指定管理施設も対象となるか。公設公営の場合はどうか。	対象外となります。また、国、県及び市町村が設置する事業所等は対象となりません。
	4	令和8年4月1日からサービス提供を開始した。対象となるか。	対象となりません。「令和8年3月1日現在においてサービスを提供していること」が条件となりますので、令和8年3月2日以降にサービス提供を開始した施設・事業所は対象となりません。
	5	基準該当サービス事業所は補助対象に含まれるか。	対象となりません。
	6	みなし指定を受けている事業所は対象となるか。	対象となりません。
	7	介護サービス事業所等に対するサービス継続事業補助金では政令市、中核市も補助対象であり、指定管理者を含む公設民営も補助対象であるが、障害ではなぜ対象外か。	障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金は、「国の医療・介護等支援パッケージ」に伴う事業ではなく、「重点支援地方交付金」による事業であるため、介護補助金と補助対象事業所が異なります。
	8	障害者支援施設の場合、入所系(施設入所支援)、通所系及び訪問系が補助対象となるか。	障害者支援施設は入所系(施設入所支援)のみ対象となります。
	9	入所系の定員数はいつ時点か。	令和8年3月1日時点となります。
	10	共同生活援助の申請は住居単位か。	事業所単位となります。
	11	共同生活援助の定員数には併設型短期入所の定員数も含まれるか。	含まれません。
	12	共同生活援助の定員数にはサテライト住居の定員数も含まれるか。	含まれます。
	13	短期入所は空床利用型も補助対象となるか。	空床利用型の場合、本体施設や事業所(入所施設やグループホームなど)と重複しますので、対象外です。
	14	例えば、同一事業者が同じ事業所所在地で、訪問系と通所系を実施している場合(児発、放デイと保育所等訪問支援など)、それぞれが補助対象になるか。	どちらが一方(通所系又は訪問系)が対象となります。
	15	訪問系を運営しているが、介護サービスも運営しており、介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金を申請した。障害でも補助対象となるか。	対象となりません。
	16	障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象か。	介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金にて対象となるため、障害では対象となりません。

区分	No.	質問	回答
	17	通所系及び訪問系の事業所規模(1か月当たり延べ利用者数、1か月当たりの延べ訪問回数)はどのように判断したらよいか。	<p>【令和7年9月までに指定された通所系、訪問系事業所】 様式第4号障害福祉サービス提供実績確認表により、令和7年4月サービス提供分～9月サービス提供分の延べ利用者数(通所系)又は延べ訪問回数(訪問系)の平均により判断してください。</p> <p>【令和7年10月以降に指定された通所系、訪問系事業所】 様式第4号障害福祉サービス提供実績確認表により、開設月(令和7年10月以降)のサービス提供分～交付申請月のサービス提供分の延べ利用者数(通所系)又は延べ訪問回数(訪問系)の平均により判断してください。</p>
	18	「介護」の通所介護の事業所規模を計算する際の「1か月の利用者数」は、通所介護の規模区分を確認する場合と同様に時間区分に応じた計算方法であるが、「障害」の通所系ではどうか。	利用時間に関わらず、実際に障害福祉サービスを利用して、支給決定された利用者数をもとに事業所規模を算定してください。
	19	令和7年10月以降に定員を増加(又は減少)した場合の事業所規模はどのように判断したらよいか。	A.17【令和7年10月以降に指定された通所系、訪問系事業所】を参照して適切に算定してください。
	20	生活介護と就労継続支援B型の多機能型事業所を運営しているが、どちらのサービスも補助対象となるか。	多機能事業所の場合、どちらか一方が対象となります。また、1ヶ月の延べ利用者数の算定は、多機能型事業所の利用者数の合算ではなくどちらか一方の利用者数としてください。
補助対象経費について	21	いつから発生した経費が対象となるか。また、過去に購入したものを補助対象にすることは可能か。	補助対象期間(交付決定を受けた日から知事が別に定める期日)に購入した備品等が対象となります。現在のところ、令和8年7月～9月末を予定しております。また、補助対象期間外に購入した備品等は対象となりません。
	22	見積書等の添付は必要か。	見積書等の添付は求めませんが、申請内容の確認に当たって提出を求める場合があるため、適切に保管してください。
	23	交付決定通知の送付はいつ頃か。	令和8年7月以降となります。
	24	補助対象期間中に、購入した備品等の納品から支払いまで完了している必要があるか。	<p>原則は、納品及び支払が完了していることです。ただし、補助対象期間に納品は済んでいるものの、支払いが補助対象期間外になってしまった場合は、実績報告日時点で支払金額が確定している必要があります。支払いを速やかに行っていただくとともに、購入したことが分かる書類(納品書、領収書等)について、県から求めがあった場合には速やかに提出してください。</p> <p>例)9月に使用した分の光熱水費など、9月使用(納品)分の支払金額が10月に確定する経費は対象外となります。</p>
	25	例えば、単価30万円以上などの財産処分制限の対象となる備品等の購入は対象となるか。また、補助単価を超えた場合は、補助対象外になるという認識でよいか。	障害福祉サービスを円滑に継続するための支援が目的であり、資産形成の支援を目的でないことから、単品で取得費用が財産処分制限の対象となる備品等は補助対象外となります。一方で、複数の物品等を組み合わせて補助単価を超える場合は、補助単価を上限とした補助となります。
	26	対象経費の例ではない備品は補助対象外か。	補助金の目的に即したものであれば対象となります。また、購入した備品・物品の用途等について、県から求めがあった場合に速やかに説明できるよう、整理をお願いいたします。
	27	研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用などは対象となるか。	対象となりません。
	28	交付要綱第6条(2)「災害備蓄等への対応」に関して、ローリングストック用の消耗品等を用意するための初期費用は対象となるか。	対象となります。
	29	交付要綱第6条(2)「災害備蓄等への対応」に関して、ローリングストック用の消耗品等の備蓄物資を平時に使用した分の補充も対象となるか。	対象となりません。

区分	No.	質問	回答
申請 手続 について	30	申請は施設・事業所単位か、法人単位か。	法人単位となります。
	31	交付決定額が交付申請額満額ではなかったため、対象経費を変更したいが、どのような手続きとなるか。	事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更(それぞれの配分額のいずれか低い方の10%以内の変更を除く。)をする場合には、様式第12号により申請し、知事の承認を受けなければなりません。一方で、軽微な変更であれば、変更承認の手続きは不要です。軽微な変更に該当するかどうかは事務局に御相談ください。
	32	郵送・FAXによる申請は可能か。	郵送・FAXによる申請は対応していません。電子システムのリンク先から申請してください。
	33	申請は施設・事業所単位か、法人単位か。	法人単位で申請してください。
	34	法人の代表者印は必ず押印しなければならないか。	エクセルシートでの提出ですので、押印は不用です。
	35	法人代表者名は署名が必要か。	法人代表者の署名は必要です。
	36	申請の名義は法人代表者、施設・事業所の責任者のいずれか。	法人代表者名義です。
	37	「事業開始を確認できる書類」は何を提出すればよいか。	指定通知書の写しを必ず提出してください。提出がない場合、交付できません。また、複数事業についてはそれぞれの通知書を付けてください。
	38	複数の障害福祉サービスを提供しているが、事業所番号ごとに申請の必要があるか。それともまとめて申請することは可能か。	様式第2号施設・事業所別申請額一覧にそれぞれの事業所を記入し、まとめて申請してください。この場合、それぞれの事業所指定番号分の「事業開始を確認できる書類」を添付してください。
	39	指定通知書を紛失しているが、代わりに何を提出すればよいか。	申請は受け付けられません。障害者支援課に御相談ください。 【者】048-830-3314 【児童・訪問】048-830-3317
40	指定通知書に記載の代表者名と現在の代表者が違うがどうしたら良いか。	特段の必要はありません。指定通知書を添付して申請ください。	
補助金 お支払 について	41	補助金が振り込まれる時期はいつ頃か。	補助金の支払は実績報告書の審査後となります。(令和8年12月頃の予定)
	42	複数の口座に分けて入金してもらうことはできるか。	出来ません。
	43	同じ施設・事業所が、複数回補助を受けることはできるか。	補助金を受けることができるのは1回限りです。
	44	支払先の口座に法人名義ではない口座を指定することは可能か。	振込先口座は必ず法人の口座をお願いします。